独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	三ツ星ベルト株式会社	コード	5192
提出日	2026/6/12	異動（予定）日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	奥田　真弥	社外取締役	○													○		有
2	三宅　由佳	社外取締役	○													○		有
3	辻　泰弘	社外取締役	○													○		有
4	田中　純	社外監査役	○										○					有
5	滝口　広子	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		奥田真弥氏は、経済産業省や関西経済連合会で要職を務められ、また、住友金属工業㈱等で経営に携わられ、経営者としての豊富な経験や実績、高い見識を有しており、当社社外監査役及び社外取締役在任中において独立した客観的な立場から、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。これらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断し独立役員に指定しております。
2		三宅由佳氏は、税理士として培われた専門知識・経験等を有しており、また㈱オーバルコンサルティングで経営に携わられ、経営コンサルタントとしての豊富な経験や実績、高い見識を有しております。官民連携事業にも積極的に携わられ、人的資本分野においても高い見識を有しており、当社社外取締役在任期間中において独立した客観的な立場から、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。これらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断し独立役員に指定しております。
3		辻泰弘氏は、国会議員や厚生労働副大臣として国政に携わり、人材育成・職場環境整備などの人的資本分野において豊富な経験や実績、高い見識を有しており、当社社外監査役在任期間中において独立した客観的な立場から、取締役会や監査役会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。これらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断し独立役員に指定しております。
4	田中純氏は現在㈱神戸製鋼所の嘱託であり、同社グループと当社グループとの間には取引がありますが、取引額の同社及び当社の連結売上高に対する比率は１％未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	田中純氏は、長年㈱神戸製鋼所や同社グループ会社の監査業務に携わり、監査部長や監査役として培われた豊富な経験と専門知識を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断し独立役員に指定しております。
5		滝口広子氏は、弁護士として培われた専門知識・経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断し独立役員に指定しております。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。